

3 縦覧及び意見書提出について

今回の公園配置計画や道路線形の調整等につきましては、事業計画変更(案)の縦覧や利害関係のある方は、熊本県知事に変更(案)に対する意見書の提出ができます。

縦覧及び意見書提出の期間や場所については以下をご参照ください。

■事業計画変更(案)の縦覧及び意見書提出の【期間】について

縦覧及び意見書提出の期間、受付時間		備考
事業計画変更(案)の縦覧	【縦覧の期間】 令和4年7月13日(水)～令和4年7月26日(火)	縦覧期間は土日祝も含まれます
	【受付時間】 8時30分～17時15分	
変更(案)に対する意見書の提出	【意見書の提出の期間】 令和4年7月13日(水)～令和4年8月9日(火)	意見書の提出期間は土日祝も含まれます
	【受付時間及び提出期限】	
	○直接提出：8時30分～17時15分 ○郵送：令和4年8月9日(火)当日消印有効 ○FAX・メール：令和4年8月9日(火)17時15分まで	

■事業計画変更(案)の縦覧及び意見書提出の【場所】について

縦覧及び意見書提出の場所	意見書提出の方法
① 熊本県 土木部 道路都市局 都市計画課 益城復興推進室 所在地 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 電話 096-333-2526 FAX 096-387-1152 E-mail toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp	直接提出 郵送 FAX・メール
② 熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課 所在地 上益城郡益城町大字福原790 電話 096-234-7314(直通)	直接提出のみ
③ 益城町役場 復興整備課 所在地 上益城郡益城町大字木山594 電話 096-289-2930(直通)	直接提出のみ

■意見書の記入について：定められた様式はありませんが、次の事項を記載ください。

- 意見書提出者の住所、氏名及び連絡先、作成日
- 意見書の提出の対象である事業計画の案の名称
(名称) 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更案
- 事業計画変更(案)に対する意見
- 土地区画整理事業第55条第5項の規定により準用する行政不服審査法の規定に基づき実施する口頭による意見陳述の申し出の有無
(例) 口頭意見陳述の申し出を行いません(又は行いません)。

◇益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関するお問合せ先

〒861-2211 上益城郡益城町大字福原790
 熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課 電話：096-234-7314(直通)

〒861-2295 上益城郡益城町木山594 益城町役場 仮設庁舎2F
 益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930(直通)

◆ホームページ

【熊本県】 <https://www.pref.kumamoto.jp/> 【益城町】 <https://www.town.mashiki.lg.jp/>

区画整理だより



日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

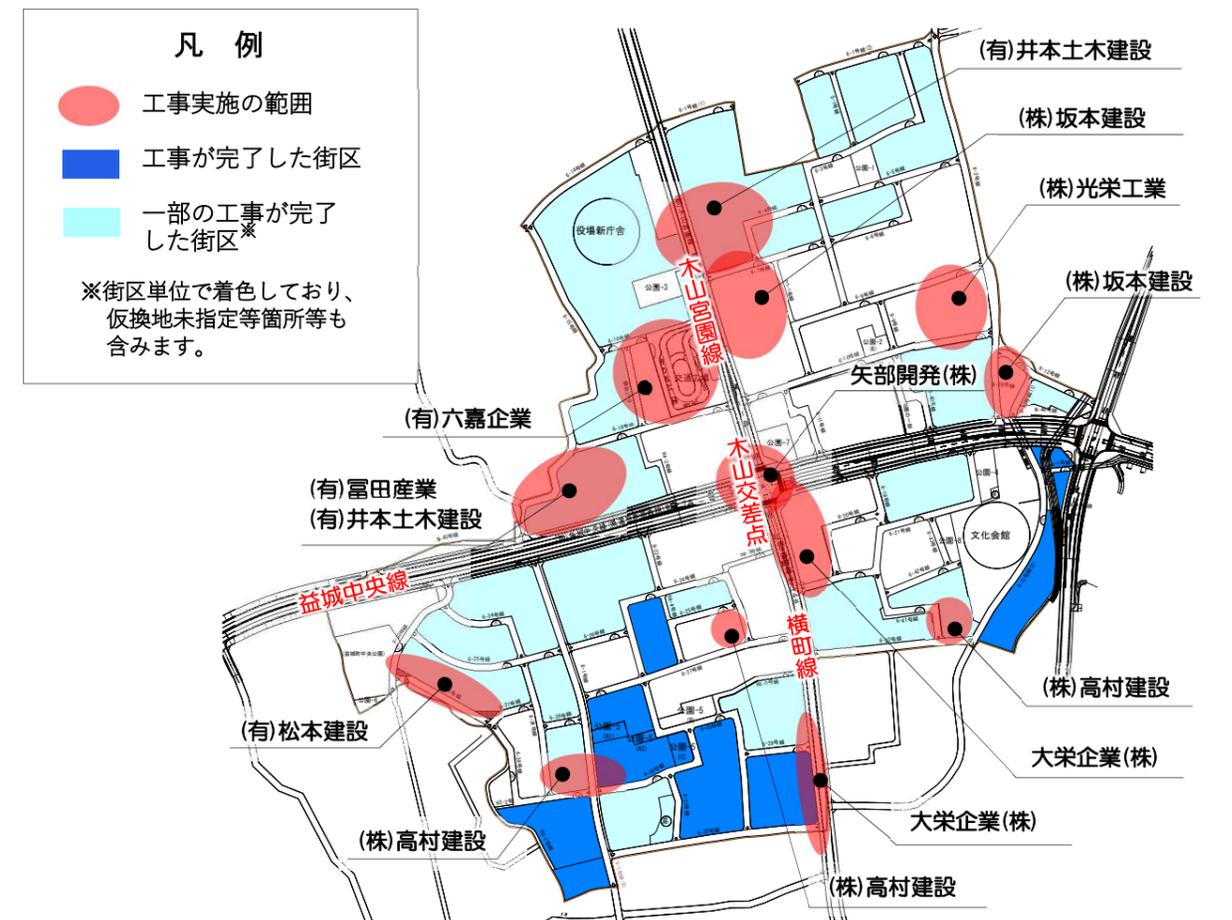
新型コロナウイルスの感染症拡大等により、様々な影響を受けている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本事業では感染防止に配慮しながら仮換地指定に向けた権利者の皆様への説明を行っています。また、仮換地指定が済んだ街区から宅地の造成工事に着手し、工事完了後、順次、権利者の皆様に宅地の引渡しを行っています。

引き続き、1日でも早い宅地の引渡しと新しいまちづくりの実現に向け、町と連携しながら事業を進めて参ります。

1 工事のお知らせ

現在、**赤色**で着色した箇所について、宅地造成及び道路工事を実施しており、**青色**で着色した街区については、宅地造成工事が完了しました。(一部完成した街区は水色で着色)



今年度から益城中央線(木山交差点)の右折レーン設置工事や木山宮園線・横町線の歩道設置工事を行います。住民の皆様には、工事に伴う交通規制などでご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力の程どうぞよろしくお願いいたします。

2 事業計画の変更（案）について

将来の管理者となる益城町から、地元からのご要望等を踏まえ公園の配置計画変更等について有益な改善と判断し、県に変更要請がありました。また、県において、交通安全等の観点から道路線形の調整等が必要と判断いたしました。これらのことから、事業計画の変更（案）を策定しました。

以前は、説明会を開催し関係権利者の皆様にご説明していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大以降は、説明会に代えて資料でご説明しています。今回も本資料によりご説明させていただきます。なお、内容についてご不明な点やお聞きになりたいことがある場合は、担当者より個別にご説明させていただきますので、以下にお問合せください。

事業計画変更（案）に関するお問合せ

熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課
TEL：096-234-7314

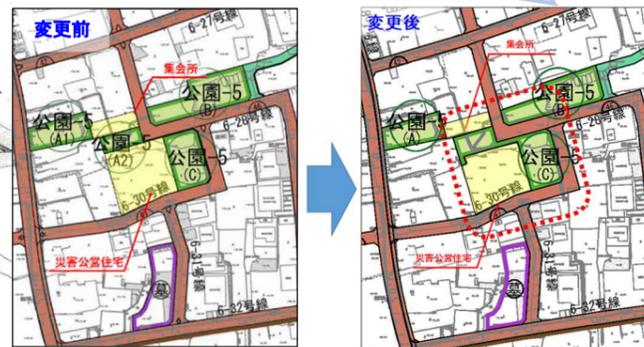
設計図の変更（案）

変更箇所1

イメージパース

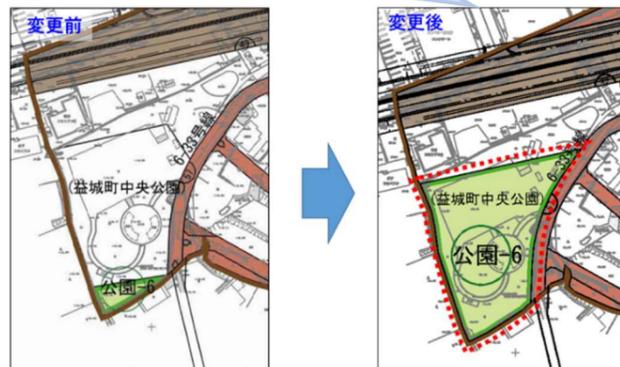


○利便性向上を図るため、公園-5(A2)と公園-5(C)を園内通路で接続する。



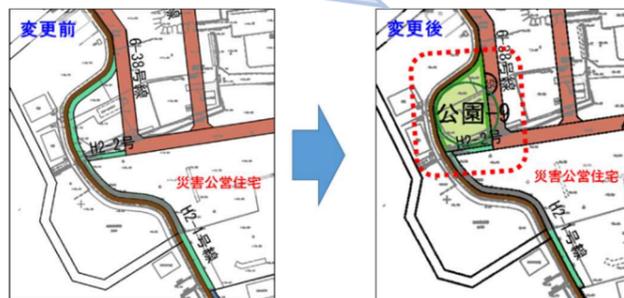
変更箇所2

○公園6と中央公園について、一体的に整備を行うため、公園区域を変更する。



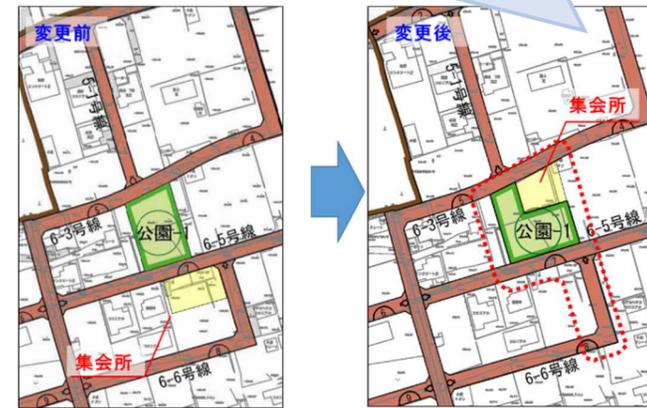
変更箇所3

○地元意見を踏まえた益城町からの要望を受けて、地元の利便性向上を図るため、公園-9を新たに配置する。
○OH2-1号線の一部を道路から公園に変更する。



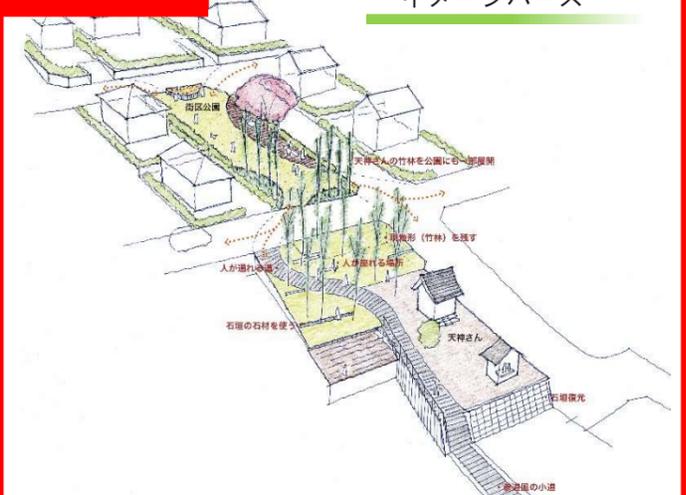
変更箇所4

○地元意見を踏まえた益城町からの要望を受け、防災上の観点から集会所と一体となった公園の利活用のため、集会所の位置を変更し、併せて公園の形状を変更する。
○避難場所へのアクセス性向上のため、6-6号線の北側接続部の位置を西側に変更する。

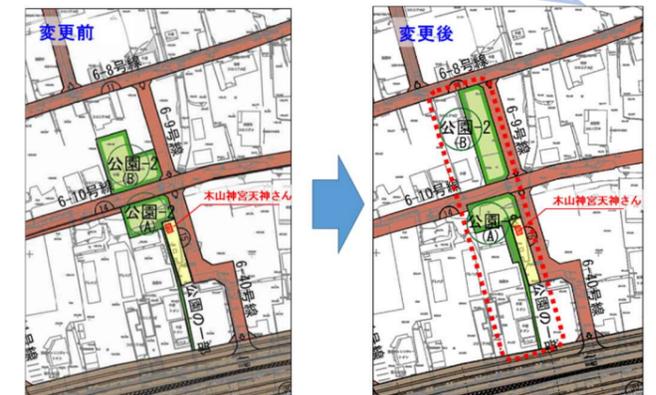


変更箇所5

イメージパース

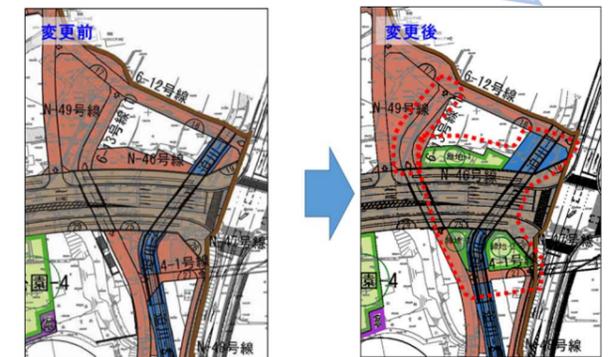


○公園-2(B)について、利活用及び防災上の観点から、三方を道路に面するように公園の配置を変更する。
○公園-2(A)について、参道と公園-2(B)を接続する園内通路を整備するため、公園の形状を変更する。

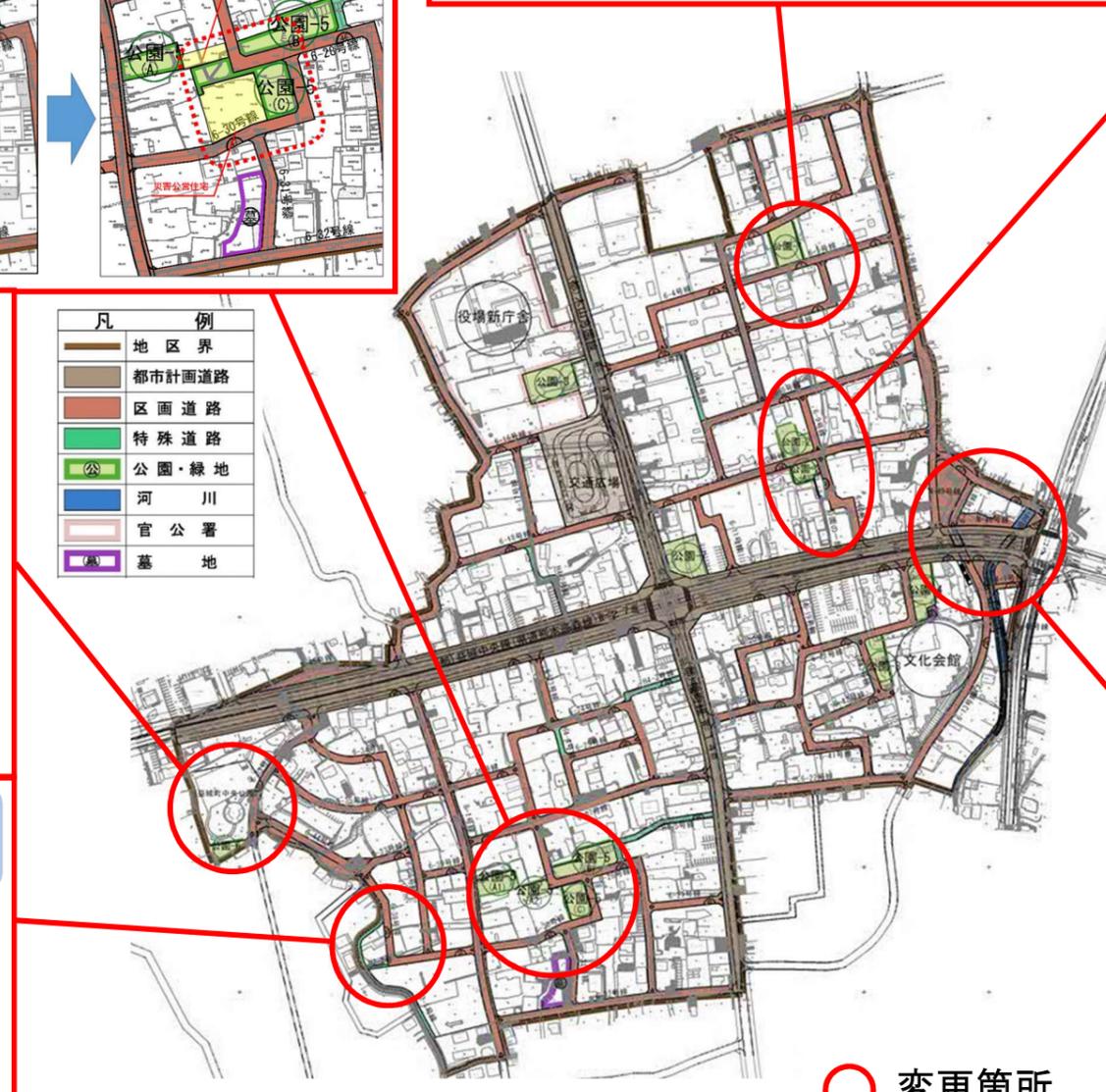


変更箇所6

○走行の安全性向上を図るため、6-13号線の道路線形を変更する。
○景観に配慮した修景施設の整備を行うため、道路付帯地を緑地に変更する。
○河川施設の構造変更に伴い、河川の範囲を護岸、管理用通路の幅までに拡大する。



凡	例
—	地区界
—	都市計画道路
—	区画道路
—	特殊道路
—	公園・緑地
—	河川
—	官公署
—	墓地



○ 変更箇所